

福島第一原発事故損害賠償千葉訴訟・東京高裁判決に関する声明

本日（2021年2月19日）、東京高等裁判所第22民事部（白井幸夫裁判長）は、福島第一原発事故損害賠償千葉訴訟について、判決を言い渡した。

この訴訟は、2011年3月11日に発生した東京電力福島第一原子力発電所事故（以下、「本件事故」という。）により、福島県内から千葉県内に避難を強いられた原告18世帯47名（高裁判決時17世帯43名）が、本件事故を起こした国と東京電力ホールディングス株式会社を被告として提訴したものである。

本件事故については、避難等による損害賠償を求めて国と東電を被告として全国各地で約30の集団訴訟が提起されているところ、すでに地裁段階で14の判決が出され、その半数で国の責任が認められ、高裁段階では、昨年9月30日に仙台高裁で国の責任が認められ、本年1月21日には東京高裁で否定されており、本判決は、これに続く3例目の高裁判決である。

本訴訟の第一審である千葉地方裁判所は、2017年9月22日、被告国に対する責任について、地震調査研究推進本部（地震本部）が2002年7月に公表したいわゆる長期評価に基づき福島第一原発の敷地高さを超える津波の到来についての予見可能性を認めたが、当該知見の精度は高くなく、確立した知見に至らないことからいかなる対策を講じるかは行政の専門技術的な裁量に委ねられ、津波防護策等の結果回避措置を事業者たる東電に義務づけるには至らないとして、全国の地裁で初めて国の責任を否定した。他方、原告らの損害については、「自己の人格を形成、発展させていく地域コミュニティ等の生活基盤を喪失したことによる精神的苦痛」として、ふるさと喪失の被害を全国の訴訟で先駆けて認め、国が定めた中間指針の不十分性を明らかにした。

本日の控訴審判決は、国の責任に関する一審判決を見直し、上記長期評価が地震本部における地震津波の専門家による種々の議論を経て、将来の地震発生の見解として取りまとめられた経緯を踏まえ、相応の科学的信頼性を有する知見であるとして、津波の予見可能性を肯定し、遅くとも長期評価が公表された2002（平成14）年7月から1年後には、国は事業者たる東電に対し、技術基準適合命令を発することができ、そして本件津波までの7年半余りを費やせば、津波防護の措置を講じることができたと認めた。そして、東電において主要建屋や重要機器室の水密化措置を講じていれば、本件津波の浸水の規模を相当程度抑制できたとして結果回避可能性も肯定した上で、当該規制権限の行使を怠った国の対応は当該権限を定めた趣旨目的等に照らし、著しく合理性を欠くものとして、規制権限不行使の違法性、すなわち国の責任を認めた。国民の生命身体を守るため深刻な災害を万が一にも起こさないとする原子炉施設に求められる安全性に真摯に

向きあったものであって、当然のこととはいえ、適切な判断である。当該判決は、昨年9月30日に国の責任を高裁で初めて認めた仙台高裁判決に続くものとして、さらに、地裁で初めて国の責任を否定した一審判決を高裁自らが見直したものとして、その意義は極めて大きい。

他方、原告らの損害について、控訴審判決は、一審判決に続いて原告らのふるさと喪失被害と実質的には同等の損害を認めたものの、認容額を合理的な理由もなく減額された原告もいる。このような判断は、被害救済の観点から未だ不十分なものであり、また、避難指示区域の内外による不合理な差異を何ら是正しない点等、多くの課題が残されている。

2013年3月11日の本訴訟の提起から、8年近くが経過した。私たちは、原告のうち、すでに7名を失った。そして、原告らのほとんどは、未だに故郷に帰ることすら出来ずに、困難な避難生活を強いられている。さらには、否応なく高齢化も進んでいる。

現在もなお、全国には約4万人もの避難者がいる。本日の判決を契機として、現在の不十分な賠償基準である中間指針を早急に見直し、すべての被害者に対して被害を償うに足りる十分な賠償を行って、全面的な被害救済及び解決を図るべきである。

私たちは、本日の判決で不十分であった損害賠償認容額の是正のために上告することも含め、被害の完全賠償が実現するまで、今後とも総力を挙げてたたかう。

2021年2月19日

千葉県原発訴訟原告と家族の会
原発被害救済千葉県弁護団
千葉県原発訴訟の原告と家族を支援する会